柳井市建設工事等指名競争入札に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、同法施行令(昭和22年 政令第16号)及び柳井市契約規則(平成17年柳井市規則第52号。以下「契約規則」 という。)に定めるもののほか、市が発注する建設工事等の指名競争入札(以下「入札」 という。)に参加する者に必要な資格並びに入札に参加する者の選定に関して必要な事 項を定め、もって入札の適正かつ円滑な執行を期することを目的とする。

(入札参加の申請等)

- 第2条 市長は、入札に参加しようとする者に対して競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出させるものとする。
- 2 入札参加資格は、地方自治法施行令第167条の11の規定に基づく「柳井市が発注 する建設工事等入札参加者の資格」(令和4年柳井市告示第43号)に定めるところに よる。
- 3 市長は、第1項の申請書を受理したときは、審査し、資格があると認めたときは当該 年度の入札参加資格者名簿に登録するものとする。
- 4 前項により資格があると認められた場合における当該資格の有効期間は、当該資格の 認定されたときから、次の資格認定のときまでとする。

(申請書の添付書類)

第3条 申請書に添付する書類は、別に定めるものとする。

(登録の取消し)

第4条 市長は、第2条の規定により入札参加資格者名簿に登録された後において、入札 参加資格審査申請書に虚偽の記載があると認めたとき、又はその他必要があると認めた ときはその認定を取り消すものとする。

(変更の届出)

- 第5条 市長は、第2条の規定により入札参加資格者名簿に登録した者(以下「有資格業者」という。)に、次の各号のいずれかについて変更があったときは、当該有資格業者に速やかにその旨を届け出させるものとする。
  - (1) 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日
  - (2) 商号又は名称
  - (3) 代表者の氏名
  - (4) 営業所の名称又は所在地

(廃業等)

- 第6条 市長は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該 各号に掲げる者に速やかにその旨を届け出させるものとする。
  - (1) 死亡したとき その相続人
  - (2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者

- (3) 法人が解散したとき その破産管財人又は清算人
- (4) 廃業したとき 本人又は役員

(資格審査)

- 第7条 市長は、有資格業者のうち建設業者にあっては、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23の規定による経営に関する客観的事項の審査結果に基づく総合 評点により、建設工事の種別ごとに請負対象設計額に対応する等級の区分を定め、格付 をするものとする。
- 2 市長は、前項の規定により格付をする場合は市が発注した建設工事の工事成績等に関する主観的事項の審査結果を含めて総合的に勘案して決定するものとする。
- 3 前2項の格付を決定するに当たっては、あらかじめ柳井市建設工事等指名審査会(以下「指名審査会」という。)の意見を聴くものとする。
- 4 第1項の等級の区分及び格付は、別表第1のとおりとする。
- 5 市長は、資格審査の結果を建設工事等競争入札参加資格認定通知書(別記第1号様式又は別記第2号様式)により、当該建設業者に通知するものとする。
- 6 市長は、測量、建設コンサルタント業務、地質調査及び補償コンサルタント業務の資格を有する者にあっては、経営規模、経営状況等について行った審査の結果を勘案して各業務の区分ごとに資格を認定し、建設工事等競争入札参加資格認定通知書(別記第3号様式)により当該業者に通知するものとする。

(指名基準)

- 第8条 市長は、入札に参加させる建設業者を指名するときは、有資格業者のうちから契 約規則別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる人数以上を指名審査 会の審査を経て指名するものとする。
- 2 前項の指名は、前条第1項の規定による格付をした場合にあっては、等級の区分に従 うものとする。
- 3 市長は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず当該等級の上位及び下位の者 を指名することができる。ただし、下位業者からの指名は別表第2の右欄に掲げる金額 の範囲内とし、その総数は当該工事において指名されることとなる業者数の2分の1を 超えてはならない。
- 4 災害等により緊急に施行を必要とするもの又は市長が特に必要と認めたものについては、前3項の規定によらないことができる。
- 5 市長は、入札に参加させる者を指名するときは、次に掲げる事項に留意するとともに、 当該年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の者に偏しないようにしな ければならない。
- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績

- (4) 地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況
- 6 市長は、測量、建設コンサルタント業務、地質調査及び補償コンサルタント業務を入 札に付そうとするときは、当該業務の予定金額等を勘案して指名しなければならない。 この場合において必要があると認めるときは、指名審査会の審査を経て指名するものと する。

(入札の回数)

- 第9条 入札の執行回数は、3回までとする。
- 2 第3回の入札を終わり、開札の結果落札者がなかった場合は、当該工事の入札は原則 として打ち切るものとし、再度指名のうえ再び入札を行うものとする。

(随意契約への移行)

- 第10条 前条第2項の規定にかかわらず、最低価格と予定価格との差が少額の場合で、 かつ、市長が次の各号の一に該当すると認めたときは、最低価格の入札者と順次示談に より随意契約を締結することができるものとする。
  - (1) 再入札を行ってもなお落札者を得ることが困難と認められるとき。
  - (2) 当該工事の設計内容、工期等に特別の事情があると認めるとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の柳井市建設工事等指名競争入札に関する要綱の規定は、平成23年度及び平成24年度において市が発注する建設工事等の指名競争入札について適用し、平成23年3月31日までに市が発注する建設工事等の指名競争入札については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の柳井市建設工事等指名競争入札に関する要綱の規定は、平成29年度及び平成30年度において市が発注する建設工事等の指名競争入札について適用し、平成29年3月31日までに市が発注する建設工事等の指名競争入札については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の柳井市建設工事等指名競争入札に関する要綱の規定は、平成31年度及び平成32年度において市が発注する建設工事等の指名競争入札について適用し、平成31年3月31日までに市が発注する建設工事等の指名競争入札については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の柳井市建設工事等指名競争入札に関する要綱の規定は、令和3年度及び令和4年度において市が発注する建設工事等の指名競争入札について適用し、令和3年3月31日までに市が発注する建設工事等の指名競争入札については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の柳井市建設工事等指名競争入札に関する要綱の規定は、令和5年度及び令和6年度において市が発注する建設工事等の指名競争入札について適用し、令和5年3月31日までに市が発注する建設工事等の指名競争入札については、なお従前の例による。

## 格 付 基 準

1 柳井市建設工事等指名競争入札に関する要綱第7条第1項の等級別格付基準は、次のとおりとする。ただし、市内に営業所を有する者について対象とする。

# (1) 土木一式工事

等 級		格	付	基	準	
A 級	土木一式工事 項審査の平均					近の経営事
В級	土木一式工事 項審査の平均					近の経営事
C 級	上記のA級、		れにも該当し	ない者又は	土木一式工事	の入札参加

# (2) 建築一式工事

等 級	格
	建築一式工事において特定建設業の許可を得ている者で建築一式工事に
A 級	おける総合数値が750点以上、直近の経営事項審査の平均完工高が6、
	000万円以上である者
В級	上記のA級に該当しない者又は建築一式工事の入札参加を新たに申請し た者

表中総合数値とは、経営事項審査の総合評点と主観点数の合計点数とする。

2 柳井市建設工事等指名競争入札に関する要綱第7条第2項の主観的事項の審査の主観点数は、次のとおりとする。

主観点数 = 客観点数×(工事成績評点/200+指名停止状況評点/50) +その他の項目に係る評点の合計

ただし、市外に主たる営業所を有する建設業者については、主観点数を0点とする。

### (1) 工事成績

入札参加資格審査申請日の属する年度の直前2年度における当該業者の施工した種類別の工事について、完成検査の平均成績評点を採用し、次の表に示すとおり平均成績評点(小数点第1位以下四捨五入したもの。)を55点から80点(54点以下は55点、81点以上は80点とする。)まで区分し、それぞれの平均成績評点に対応する工事成績評点を付与する。この場合、市が発注した工事の実績がない業者については、平均成績評点を55点とする。

平均成績評点	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
工事成績評点	0	2	4	6	8	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	21
平均成績評点	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80						
工事成績評点	23	25	27	29	32	35	38	41	44	50						

#### (2) 指名停止の状況

入札参加資格審査申請日の属する年度の直前2年度において、指名停止を受けた業者については、1件につき次の表に示す指名停止期間に対応する指名停止状況評点を付与する。

指名停止期間	2か月未満	2か月以上4か月未満	4か月以上 6か月未満	6か月以上
指名停止状況評点	<b>-</b> 1	<b>-</b> 2	- 3	- 4

#### (3) その他の項目

#### ア 建設業従事職員数

入札参加資格申請書の業者登録カードにおける建設業従事職員数に対し、次の表に示す評点を付与する。

人数	1~5	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30	31~35	36~40	41~45	46~
評点	5	10	16	22	28	35	42	49	56	65

## イ 技術職員の数

入札参加資格申請書における資格技術者調書の種類別工種の技術職員数のうち1級職員の人数に対し、次の表に示す評点を付与する。

人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15 ~
評点	5	10	16	22	28	35	42	49	56	65	70	75	80	85	90

## ウ その他

次に係る項目に該当する者について、20点の評点を付与する。

- (ア) ISO9001の認証を取得しているもの(登録業種に係るもの)
- (イ) ISO14001の認証を取得しているもの(登録業種に係るもの)

# 別表第2(第8条関係)

## 請負対象設計額に対応する等級の区分(発注標準)

# 1 土木一式工事

請負対象設計額	等級	上位業者 からの指名	下位業者からの指名
25,000 千円以上	A 級		B 級 50,000 千円未満
7,500 千円以上 25,000 千円未満	B 級	A 級	C 級 25,000 千円未満
7,500 千円未満	C 級	A·B級	

## 2 建築一式工事

請負対象設計額	等;	級	上位業者 からの指名	下位業者からの指名
新築 30,000 千円以上 改修 15,000 千円以上	A Á	汲		新築 B級 60,000 千円未満 改修 B級 30,000 千円未満
新築 30,000 千円未満 改修 15,000 千円未満	Вя́	汲	A 級	

# (各工事共通)

下位等級業者からの指名数は、当該工事において指名されることとなる業者の総数 の2分の1を超えてはならない。

土木一式、建築一式以外の工事については、その都度協議する。

第1号様式(第7条関係)

_ ,,	
受付番号	

# 建設工事等競争入札参加資格認定通知書

年 月 日

様

柳井市長

印

・ 年度の競争入札参加資格について、審査の結果、 下記のとおり資格を認定したので通知します。

なお、この通知書の受領後に入札参加資格審査申請書の記載事項に変更があったとき 又は合併若しくは廃業があったときは、速やかに届け出てください。

記

## 1 認定業種

下表の●印が・ 年度の認定業種です。

業種	業種	業種
土木一式工事	管工事	内装仕上工事
プレストレストコンクリート構造物	タイル・れんが・ブロック工事	機械器具設置工事
建築一式工事	鋼構造物工事	熱絶縁工事
大工工事	鋼橋上部工事	電気通信工事
左官工事	鉄筋工事	造園工事
とび・土工・コンクリート工事	舗装工事	さく井工事
法面処理工事	しゅんせつ工事	建具工事
交通安全施設工事	板金工事	水道施設工事
石工事	ガラス工事	消防施設工事
屋根工事	塗装工事	清掃施設工事
電気工事	防水工事	解体工事

### 2 格付等級

格付業種	等級
土木一式工事	級
建築一式工事	級

## 3 有効期間

 年 月 日から
 年 月 日まで。ただし、次の通知を

 行うまでとします。

亚 / 1. 亚 口	
受付悉号	
又口田ワ	

# 建設工事等競争入札参加資格認定通知書

年 月 日

様

柳井市長

印

をきに申請のあった ・ 年度の競争入札参加資格について、審査の結果、 下記のとおり資格を認定したので通知します。

なお、この通知書の受領後に入札参加資格審査申請書の記載事項に変更があったとき 又は合併若しくは廃業があったときは、速やかに届け出てください。

記

### 1 認定業種

下表の●印が

年度の認定業種です。

業種	業種	業種
土木一式工事	管工事	内装仕上工事
プレストレストコンクリート構造物	タイル・れんが・ブロック工事	機械器具設置工事
建築一式工事	鋼構造物工事	熱絶縁工事
大工工事	鋼橋上部工事	電気通信工事
左官工事	鉄筋工事	造園工事
とび・土工・コンクリート工事	舗装工事	さく井工事
法面処理工事	しゅんせつ工事	建具工事
交通安全施設工事	板金工事	水道施設工事
石工事	ガラス工事	消防施設工事
屋根工事	塗装工事	清掃施設工事
電気工事	 防水工事	解体工事

### 2 有効期間

 年 月 日から
 年 月 日まで。ただし、次の通知を

 行うまでとします。

11 T I	
受付番号	

# 建設工事等競争入札参加資格認定通知書

年 月 日

様

柳井市長

印

・ 年度の競争入札参加資格について、審査の結果、 下記のとおり資格を認定したので通知します。

なお、この通知書の受領後に入札参加資格審査申請書の記載事項に変更があったとき 又は合併若しくは廃業があったときは、速やかに届け出てください。

記

### 1 認定業種

下表の●印が ・ 年度の認定業種です。

業種	業種
公 共 測 量	不 動 産 鑑 定
地 質 調 査	土地家屋調査
土 木 関 係 建 設 コンサルタント	その他調査
建 築 関 係 建 設 コンサルタント	
補   償   関     コンサルタント	

## 2 有効期間

 年
 月
 日から
 年
 月
 日まで。ただし、次の通知を

 行うまでとします。